

平成九年五月九日提出
質問第一一一号

日産生命保険相互会社の破綻にともなう委託年金資金の取扱いに関する質問主意書

提出者 福島 豊

日産生命保険相互会社の破綻にともなう委託年金資金の取扱いに関する質問主意書

平成九年四月二十五日、日産生命保険相互会社の業務停止命令が出され破綻した。同社に対しては、年金福祉事業団を始めとして約百に及ぶ年金基金が資金運用を委託していたとされる。年金福祉事業団は特別勘定のみで日産生命に対して約六億円の資金を委託しており、同事業団は（社）生命保険協会に対して年金資金の保全のため保険契約の解除を申し入れている。多数の被保険者また年金受給者の存在を考慮すれば年金資金の保全のため適切な対応が必要と考える。また、同様に運用を委託している数多くの年金基金に対する対応も必要であると考ええる。さらに、年金制度の安定的な運営を図るためには、今後の再発防止のための対策を強力に推し進めるべきと考ええる。このような視点から次の事項につき質問する。

一 年金資金の保全のため、特別勘定に委託された年金資金については、保険契約を解約し委託された資金を全額解約返戻金として返還すべきであると考えerがどうか。

二 多数の年金基金が資金運用を日産生命保険相互会社に委託している。多数の被保険者・年金受給者の存在に鑑み、その実態、また年金資金が保全されるのかどうかにつき明らかにするとともに、財政運営上、多大な影響を被る基金については何らかの支援策が必要と考えるがどうか。

三 九十五年度決算において、時価情報を開示しなかった生命保険相互会社が日産生命以外にも三社存在すると報道されている。同様の事態を回避するためには、情報開示が不十分であった会社に対して情報開示を積極的に促すべきと考えるがどうか。

四 年金資金の運用にあたって生命保険会社は大きな役割を担っている。年金資金の運用にあたってはその安全性が重要である。そのためにも、生命保険会社の経営に関しての一層の情報開示ならびに経営悪化に際しては早期是正措置を講じる必要があると考える。また、破綻に際して何らかの年金資金の保全のための措置が必要であると考えるがどうか。

右質問する。